

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、「事務所から排出される不要」な物は一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかというものでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 事務所から排出される不要となった金属やプラスチック製の事務用机は産業廃棄物である。
- (2) 事務所から排出される不要となった木製の事務用机は一般廃棄物である。
- (3) 事務所から排出される不要となったコンピューターやプリンターは産業廃棄物である。
- (4) 事務所から排出される不要となったテレビは一般廃棄物である。
- (5) 事務所から排出される不要となった書類は一般廃棄物である。

【解説】

事務所から排出される廃棄物の分類については、廃棄物処理法の産業廃棄物にあたるか否かで判断することになる。例えば、金属やプラスチック製の事務用机は業種指定がないので産業廃棄物に該当するし、木製である事務用机や紙くずとなる書類は業種指定により、一般廃棄物に該当する。なお、通知の趣旨は異なるが「引越時に発生する廃棄物の取扱マニュアル」（平成 15 年 2 月 10 日環産第 83 号環境省通知）の表 1 には「事務所の引越廃棄物の種類と主な処理先」が掲げられており、参考になる。

正解（4）

まあ、これは協会会員の皆様ならおわかりのことと思いますが、産業廃棄物は法律と政令全部で 20 種類が規定されていますが、金属くずや廃プラスチック類は排出事業者の区別は無く、事業活動が伴って排出されれば、どのような業種からの物であっても産業廃棄物となりますね。一方、木くずや紙くず、動植物性残渣などは排出の業種が限定されていましたね。

ちなみに、(3) のコンピューターやプリンターは、その素材から廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くずの混合物と判断され、これらは指定業種は規定されていません。よって、事務所から排出される場合は産業廃棄物となりなります。

(4) のテレビも同様に、産業廃棄物となります。

では、同じ観点からの出題ですが、ちょっと込み入った問題を。

Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 工事現場から発生する廃発泡スチロール梱包材は産業廃棄物の廃プラスチック類である。
- (2) 工事現場から発生する不要になった足場パイプや鉄骨鉄筋くずは産業廃棄物の金属くずである。

～廃棄物処理問題～

- (3) 工事現場から発生する工作物の新築に伴って排出される不要になった木製の型枠や内装工事等の残材は産業廃棄物の木くずである。
- (4) 工事現場から発生するセメントミルクを注入し掘削孔から発生したセメントミルクと土砂の混合物は産業廃棄物の汚泥である。
- (5) 工事現場事務所から発生する雑誌、新聞類の紙くずは産業廃棄物の紙くずである。

【解説】

建設工事から発生する廃棄物が産業廃棄物か一般廃棄物であるかは、それぞれの種類に業種指定のあるなしで判断する。この問題の紙くずは工事現場から排出されてはいるが、工作物の施工から直接排出されたものではないので、一般廃棄物に該当する。

なお、建設廃棄物については「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日環産第110329004号環境省通知）に「建設廃棄物処理指針」が示されているので参考にされたい。

正解（5）

なかなかややこしいですね。建設廃棄物については、一時に何種類もの産業廃棄物が混在して排出される事や、不法投棄が最も多い事などから詳細に規定され、さらに解説にもあるとおり「指針」も出されています。

ちなみに、「紙くず」の規定を確認してみましょうか。

（産業廃棄物）

政令第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）

括弧書き多いでしょ。これでおわकारの通りいくら建設業から排出されても産業廃棄物にならない「紙くず」もあるんですね。その一つとして「指針」に例示されている物では、「工事現場の作業員が読んで不要になった週刊誌」などがこれにあたります。

では、今回の宿題はさらに「木くず」に踏み込んでみましょうか。これは廃棄物処理法に詳しい方ほど引っかけ問題かもしれません。お手元に法令集のある方は是非一度調べてみてね。



宿題Q

次のa～eの業種の事業活動に伴って生ずる「木くず」のうち、産業廃棄物に該当するものに○、産業廃棄物に該当しないものには×を付けなさい。

- a 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）
- b 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）
- c パルプ製造業
- d 輸入木材の卸売業
- e 物品賃貸業